

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ

号外(二) 平成二十六年 五月三十日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二号ト中「(秘匿捜査に使用中の場合を除く。)」を削り、同号トイ中「第十号」を「第一号の六まで及び第二号から第十二号」に改め、同号中トを子とし、への次に次のように加える。

ト 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の職務の遂行のために使用中の車両(イに該当するものを除く。)及び当該目的のために誘導されている車両
第五条の二第五号ハ中「犯罪捜査」を「犯罪の捜査」に改める。
第五条の三第一項、第二項第一号及び第三項中「前条第二号ト」を「前条第二号子」に改める。

第十二条の五第二項の表中

民法第三編第五章不法行為、刑法第二編第二十八章
章過失傷害の罪

を

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十六年五月三十日

民法第三編第五章不法行為、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

に改める。

第十七条第一項中「第十八条の二の二第四項」を「第十八条の二の三第四項」に改める。

第二十一条の二第三項中「第二十九条の二第二項で」を「第二十九条の二第三項において」に改める。

別表第一中
施行規則第十八条の二の二第二項に規定する技能検査申請書

を

施行規則第十八条技能検査申請書

の二の三第二項に規定する

に、

施行規則第二十九条の二第一項の規定による運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書

を

施行規則第二十九条の二第二項に規定する特例更新申請書

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

平成二十六年五月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社